

社会福祉法人 東京清音会

**暖心苑デイサービスセンター
(介護予防・通所介護事業所)**

運営規程

暖心苑デイサービスセンター—運営規程

(通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業所)

令和6年4月1日施行

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京清音会が設置する暖心苑デイサービスセンター指定通所介護事業所及び江戸川区介護予防・日常支援事業、暖心苑いきいきトレーニング介護予防・日常生活支援総合事業所による介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び江戸川区介護予防・日常生活支援事業による介護予防・生活支援サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態及び支援の必要な利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域及び家庭との結びつきを重視し、江戸川区その他関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称は、次のとおりとする。

(1) 名称

①暖心苑デイサービスセンター

(通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業国基準通所サービス)

②暖心苑いきいきトレーニング

(介護予防・日常生活支援総合事業緩和型通所サービス)

(2) 所在地 江戸川区北葛西4-3-16 (特別養護老人ホーム暖心苑1階)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
各従業者の員数は別紙のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及業務の管理を一元的に行なう。

(2) 従業者 生活相談員

介護職員

看護職員

従業者は、事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して介護予防通所介護及び通所介護計画の作成等を行う。

介護職員、看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務の提供に当たる。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(4) 調理員（委託）

利用者の昼食等を調理する。

(5) 事務職員等

事務職員等は、事業従業者の補助的な業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、日曜日、年末年始（12月30日から1月3日）を除き毎日とする。

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 利用申し込みは営業日とする。

（利用定員及びサービス提供時間帯）

第6条 事業所の1日の利用定員及びサービス提供時間帯は、次のとおりとする。

(1) 暖心苑デイサービスセンター 定員40名

サービス時間帯 午前10時から午後4時

(2) 暖心苑いきいきトレーニング 定員15名

サービス時間帯 午前9時から午前10時30分

（事業の内容）

第7条 事業の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

①排泄の介助

- ②移動、移乗の介助
- ③通所等の介助その他必要な身体介護
- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ① 衣類着脱の介助
 - ② 身体清拭、洗髪、洗身
 - ③ その他必要な入浴の介助
- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ① 準備、後始末の介助
 - ② 食事摂取の介助
 - ③ その他必要な介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
 - ① レクリエーション
 - ② グループワーク
 - ③ 行事活動
 - ④ 体操
 - ⑤ 機能訓練
 - ⑥ 休養、養護
- (5) 利用者及びその他家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ② 住宅改良に関する相談、助言
 - ③ その他必要な相談、助言

(利用契約)

第8条 事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、事業サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第9条 事業の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス調整会議等を通して、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める
 - 3 正当な理由なく事業の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第10条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅

サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった介護予防通所介護又は通所介護計画を作成する。

- 2 事業計画の作成及び変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理及び評価を行う

(サービスの提供記録の記載)

第 11 条 事業従事者は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、介護保険法第 41 条第 6 項又は法第 53 条の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供書に記録する。

(利用料及び支払方法)

第 12 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準のよるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割または 2 割または 3 割とする。

- 2 第 13 条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて事業を提供する場合の利用料、食費、おむつ代、レクリエーション等にかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに関する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、江戸川区の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者が事業の提供を受けようとするときは、医師の診断、日常生活上の留意事項及び利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第 15 条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 17 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要教育に努めさせるものとする。

3 事業所は、従業者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報保護)

第 18 条 従業者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

(苦情対応)

第 20 条 事業所は、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 21 条 事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

(その他の運営についての留意事項)

第 22 条 事業所は、指定通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 2 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上
- (3) 虐待防止に関する研修 年 1 回
- (4) 権利擁護に関する研修 年 1 回
- (5) 認知症ケアに関する研修 年 1 回
- (6) 介護予防に関する研修 年 1 回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東京清音会と暖心苑デイサービスセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年 7月1日から施行する。
(第3条第3項・第6条及び別紙 職員の員数の改正)

付 則

この規程は、平成14年 4月1日から施行する。
(別紙 職員の員数の改正)

付 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。
(第6条第1項及び別紙 定員の改正)

付 則

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。
(別紙 指定通所介護の利用料等の改正)

付 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。
(別紙 利用料等の改正)

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(第4条第1項及び別紙 職員の員数の改正)

付 則

この規程は、平成20年3月19日から施行する。
(第1条第1項指定介護予防通所介護事業所を挿入、第3条認知症
通所介護を削除、別紙の改正)

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。
(別紙 指定通所介護の利用料等の改正)

付 則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
(第4条第1項運転業務職員を削除、別紙 職員の員数・利用料等の改正
送迎を必要とする利用者に対してのサービスの提供、移動動作の介助等
の削除)

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月1日より適用する。

この規程は、平成28年4月6日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月7日から施行し、平成30年8月1日より適用する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。